

西宮市都市交通会議公募委員選考規程

平成24年9月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第5条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「会議」という。）の委員の一部の選任に公募制を導入するにあたり、その選考に関して必要な事項を西宮市附属機関等の設置・運営についての指針（平成24年9月1日施行）に準じ、定めるものとする。

(公募する委員数)

第2条 公募制の対象とする委員（以下「公募委員」という。）は2人とする。

(公募の方法)

第3条 公募は、選考予定日の概ね2ヶ月前から市政ニュースに必要と認める事項を掲載するとともに、西宮市ホームページに募集要領を掲載して行う。

2 募集要領には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の名称、概要及び募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 小論文のテーマ
- (4) 公募人数
- (5) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (6) 任期
- (7) 応募方法
- (8) 公募期間
- (9) 選考方法及び結果発表
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認める事項

(応募資格)

第4条 公募委員に応募することができる者は、公募委員の任期の初日において次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に在住し、又は在勤するもの
- (2) 満18歳以上のもの
- (3) 本市の他の審議会の委員でないもの
- (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの

(応募方法)

第5条 公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した西宮市都市交通会議公募委員申込書（別紙様式。以下「申込書」という。）に、800字程度の小論文を添えて、規約第11条に定める事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 職業
- (5) 電話番号
- (6) 応募の理由

2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくは電子メールのいずれかの方法により提出しなければならない。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員の選考を適正に行うため、西宮市都市交通会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、委員長は選考委員の互選によって選出する。
- 3 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。選考委員会の庶務は、事務局において処理する。

(選考の方法)

第8条 公募委員の選考は、書類選考及び面接による選考により行うものとする。

- (1) 書類選考 応募者から提出された申込書及び小論文により、全応募者について行う。
- (2) 面接による選考 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において優秀と認められる者のうち、公募人数の2倍の人数を上限として面接を行う。面接は、選考委員会が、日時と場所を指定し、該当者に対して通知して行うものとする。
- 2 前項に掲げる選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。
- 3 第1項第2号において、該当者が選考委員会の指定した日時と場所に出席できないときは選考を辞退したものとする。

(選考の決定)

第9条 選考委員会は、選考の結果、応募者の点数及び「西宮市審議会設置・運営基準（平成10年1月26日制定（副市長通達第4号）」を勘案し、公募委員として相応しいと判断される者（以下「公募委員候補者」という。）を決定し、全ての応募者の選考結果とともに会長へ通知する。

- 2 会長は、前項の結果の通知をふまえ規約第5条第2項の規定により公募委員候補者へ会議の委員を委嘱するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合、選考委員会は、公募委員候補者を決定しないことができる。

(公募による選考ができなかったとき等)

第10条 会長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が公募人数に満たないとき又は満たなくなることが明らかであるときは、その満たない人数について公募制によらない方法で会議の委員を委嘱することができる。

- 2 会長は、前条第2項の規定により会議の委員を委嘱した公募委員がその任期中に辞退を申し出たとき又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、その者を解嘱することとする。この場合において、会長は、解嘱した者の補欠の委員として、当該解嘱された者が公募委員に応募した際の他の応募者の中から委嘱することができるほか公募制によらない方法で委嘱することができる。

(応募者への通知)

第11条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。

申込書及び小論文は応募者に返却しないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、西宮市都市交通会議委員の公募に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年9月 3日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年5月11日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年9月 4日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 5月20日から実施する。

付 則

この規程は、令和4年 8月 1日から実施する。

別表 1（第 7 条関係）

委 員	学識経験者
委 員	兵庫県職員
委 員	西宮市職員

別表 2(第 8 条関係)

1 評価項目

(1) 応募申込書関係

ア	略歴や市民活動・ボランティア等の経験、応募理由などから判断できる委員としての適性
---	--

(2) 小論文関係

ア	公共交通や都市基盤整備に関する一般知識、見識及び理解度
イ	西宮市におけるまちづくりについての関心度
ウ	出題趣旨との整合性及び企画力、説得力、論理性、構成力、具体性及び独創性など

(3) 面接関係

ア	公共交通や都市基盤整備に関する問題意識及び関心度
イ	委員として活動するにあたっての適性（熱意・積極性、表現力等）
ウ	委員として活動するにあたっての適性（客観性）

2 採点基準

採点基準	(1)
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点

採点基準	(2)、(3)
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

西宮市都市交通会議 公募委員申込書

年 月 日 提出

ふりがな 氏 名			生年月日	
(〒 住 所			電話番号	
			携帯番号	
			F A X	
			Eメール	
職 業				
勤務先等				
略 歴	年 月	内 容		
市民活動 ボランティア 等の経験				
応募理由				

- 応募者は、次のテーマについて小論文（800字程度）を提出してください。なお、小論文の様式は自由です。小論文テーマ「西宮の公共交通について考えること」について、あなたの意見、提案、考え方等を述べてください。

